

## 公立大学法人宮城大学研究推進・地域未来共創センター運営規程

平成21年4月1日

規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第39条第1項の規定により置かれる研究推進・地域未来共創センター（以下「センター」という。）の組織、管理運営等に関し、規則第39条第8項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(英文名称等)

第2条 センターの英文名称は、The Miyagi University Center for the Cooperation of Community Development and Research Promotion とする。

(所掌事項)

第3条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 センターの管理運営に関すること。
- 二 予算及び支出並びに決算に関すること。
- 三 各種契約事務等の管理に関すること。
- 四 連携協定の管理に関すること。
- 五 広報活動に関すること。
- 六 研究委員会及び各種専門委員会に関すること。
- 七 研究費審査会に関すること。
- 八 研究費の管理・監査に関すること。
- 九 知的財産の形成及び管理に関すること。
- 十 研究成果の発信に関すること。
- 十一 研究費等外部資金獲得及びその支援に関すること。
- 十二 地域ニーズや課題の掘り起こしに関すること。
- 十三 シーズとニーズのマッチングに関すること。
- 十四 産官学金連携の推進に関すること。
- 十五 公開講座等の企画及び運営に関すること。
- 十六 所管事務の諸規程に関すること。
- 十七 その他センターの目的の達成のために必要な業務に関すること。

(センター長等)

第4条 センター長は、センターの事務を掌理する。

- 2 理事長は、副センター長を任命するに当たり、総括担当、企画担当又は各学群若しくは基盤教育群の担当を命ずることができる。
- 3 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるときはその職務を代理し、センター長が欠員の時はその職務を行う。
- 4 センター長及び副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 5 センターに、専任教員、兼務教員、専門教員及び事務職員を置き、理事長は、センター長の指名により職員にセンターコーディネーターを命ずることができる。

## 第1編組織運営 研究推進・地域未来共創センター運営規程

- 6 前項によりセンターコーディネーターに命じられた者は、第3条第11号から第15号までに規定する業務に従事する。

(学群コーディネーター)

第5条 センターに学群コーディネーターを置き、各学群、基盤教育群から推薦された教員をもって充てる。

- 2 学群コーディネーターは、センターの企画・運営に参画し、第3条に規定する所掌事項の円滑な業務遂行のため協力するものとする。
- 3 学群コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 センターの運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。
  - 一 センターの戦略及び方針の検討並びに策定に関すること。
  - 二 センターの人事に関すること。
  - 三 その他センターの運営管理に関すること。
- 3 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - 一 センター長及び副センター長
  - 二 副学長（複数の場合は、学長が指名する副学長）
  - 三 センター専任教員及び兼務教員
  - 四 学群コーディネーター
  - 五 その他センター長が必要と認める者
- 4 センター業務に関連し、各学群、基盤教育群及び事務局等他部門にかかわる案件並びに大学全般にかかわる案件の協議に当たっては、担当理事、各学群長・研究科長、基盤教育群長及び事務局長を委員に加える。
- 5 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(運営委員の任期)

第7条 前条第3項第3号に規定する兼務教員及び第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(太白分室)

第8条 センターに、規則第39条第3項の規定により、太白分室（以下「分室」という。）を置く。

- 2 分室は第3条各号に掲げる事項のうち、太白キャンパスにかかる事務を担当する。
- 3 食産業学群の副センター長及び食産業学群の学群コーディネーターは、太白キャンパスにかかるセンターの企画・運営に参画し、第3条に規定する所掌事項の円滑な業務遂行のため協力するものとする。
- 4 分室は、次に掲げる者をもって組織する。
  - 一 分室長
  - 二 副分室長
  - 三 事務職員
  - 四 その他分室長が必要と認める者
- 5 分室長は、分室の事務を掌理する。
- 6 副分室長は、分室長を補佐するとともに、分室長に事故があるときはその職務を代理する。

## 第1編組織運営 研究推進・地域未来共創センター運営規程

- 7 第4項第1号及び第4号に掲げる者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター会議)

第9条 センターの円滑な業務推進のため、センターコーディネーター及び学群コーディネーターによるコーディネーター会議を開催する。

(報告)

第10条 センター長は、センターの業務の運営について、随時、学長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告内容について定期的に理事長に報告するものとする。

(庶務)

第11条 センター及び分室の庶務は、センター及び分室においてそれぞれ行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会及び教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。  
2 第6条の規定にかかわらず、平成21年4月1日に現に専任教員としてある者は、同規定によって決定し配置されたものとみなす。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H26.4.23 第82回理事会)

この規程は、平成26年4月23日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学地域連携センター運営規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学地域連携センター運営規程第5条第8項、第6条第2項第4号及び第7条第7項の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則 (H30.5.23 第137回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年5月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

## 第1編組織運営 研究推進・地域未来共創センター運営規程

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学地方連携センター運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |             |                      |
|--------|-------------|----------------------|
| 第5条第1項 | 各学群         | 各学群、各学部              |
| 第6条第4項 | 各学群<br>各学群長 | 各学群、各学部<br>各学群長、各学部長 |
| 第8条第3項 | 食産業学群       | 食産業学群、食産業学部          |

附 則（R3.3.24 第172回理事会）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（R5.3.22 第198回理事会）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（R6.3.27 第209回理事会）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。